

本邦外居住者の 馬主登録申請 ガイドブック

2025.6.1



地方競馬全国協会

はじめに

このたびは地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録申請についてお問い合わせいただき、誠にありがとうございます。

NARでは、2013年4月より日本国外に居住する方の馬主登録申請の受付を開始することとなりました。

地方自治体の施行する競馬（地方競馬）と、現在ご自身が馬主として活躍されている競馬では、ルールにおいていくつか異なる部分があるものと思いますので、申請にあたっては本ガイドブック等をよくお読みください。

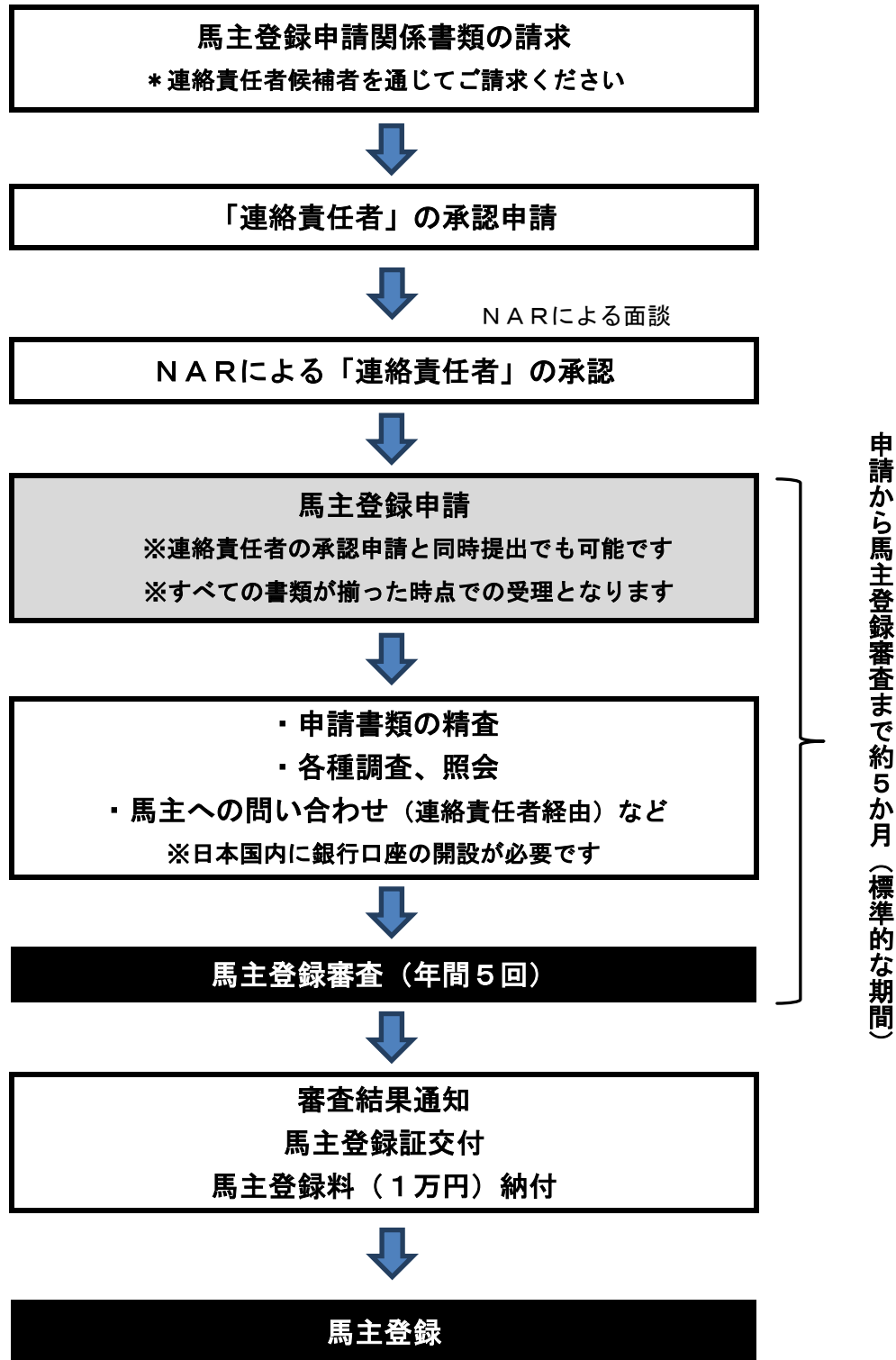
なお、申請に必要な書類は多岐にわたっており、大変お手数をおかけすることとなりますが、厳正な審査を行うために必要ですので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

地方競馬全国協会

目 次

馬主登録申請から登録までの流れ	4
地方競馬における馬主登録制度について	5
馬主登録の要件について	6
馬主登録申請にかかる書類	7
連絡責任者に関する事項	8
その他注意事項等	12
参考	
馬主登録に関するQ & A	13

馬主登録申請から登録までの流れ



● 地方競馬における馬主登録制度について

地方競馬は、日本中央競馬会（ＪＲＡ）と同様に専用の法律に基づき日本政府の厳しい監督のもとで実施され、公正性の確保を最重要課題とすることで発展してきたものであり、競馬において極めて重要な役割を担う「馬主」についても、登録時にその適格性を厳しく審査することが求められているため、法律や規程により欠格要件が詳細に定められています。

このように地方競馬における馬主制度も、ＪＲＡと同様にその成り立ちから極めて厳格な運用がなされていることをまずはご理解ください。

具体的な馬主登録の欠格事由につきましては、「地方競馬全国協会業務方法書」のほか、本ガイドブックにも概略を記載しております。また、この他にも地方競馬の施行者（以下「主催者」という。）ごとに定めがあり、現在ご自身が馬主として参加されている競馬と異なる部分もあると思います。こうしたことについては、参考までに「馬主登録に関するＱ＆Ａ」を掲載しておりますので、是非とも熟読していただき、各主催者番組要綱等、地方競馬に関してよく理解されたうえで申請をご検討ください。

なお、馬主登録の申請をされる際には必ず日本国内在住の連絡責任者が申請書類を取りまとめていただき、ＮＡＲにお持ちいただくこととなります。また、申請に関するＮＡＲからの連絡は基本的に連絡責任者に対して行いますのでご承知おきください。

その他、申請に際してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

ＮＡＲ 地方競馬全国協会 審査部 登録課
〒106-8639 東京都港区六本木１－９－１０
【ＴＥＬ】 ０３－６４４１－３３７０
【ＦＡＸ】 ０３－３５８３－８８７４

● 馬主登録の要件について

NARの馬主登録（国際交流競走に関する特例による登録を除く）を申請する方は、以下に挙げる登録要件を満たす必要があります。

【前提条件】

- ・登録形態は個人馬主に限る。
- ・海外の競馬統括機関において馬主登録または免許を受けてから主体的に1年以上活動し、競走馬を所有・出走させていること。
- ・登録の申請前または申請時に日本国内に居住する「連絡責任者」の申請を行い、NARの承認を受けること。

【人物面】

- ・精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- ・拘禁刑以上の刑（懲役、禁錮を含む。）に処せられた者又はその刑の執行を終えてから10年経過していない者でないこと。
- ・満20歳以上であること。
- ・破産者で復権を得ない者又はこれに準ずる者でないこと。
- ・本邦外において上記に相当する者となっていないこと。
- ・競馬の公正を害するおそれのある者でないこと。
- ・上記を含め、地方競馬全国協会業務方法書第5条第1号～第10号、第12号および第10条の6各号に定める事項のいずれにも該当しないこと。

【経済面】

- ・所得が500万円以上あること（算入されるのは給与、事業、不動産などの各所得とし、将来にわたって継続的に得られる見込みのあるものに限る）。

※所得の額は審査直近の評価額・為替レートで換算します。

※所得とは収入から必要経費等を差し引いた額のことです。

※その他、馬主登録に関する詳細につきましては地方競馬全国協会業務方法書などを参照してください。

● 馬主登録申請に必要な書類

- (1) 馬主登録申請書[NAR様式]
- (2) 証明用写真3枚(縦30mm×横24mm)
- (3) 氏名、生年月日、出生地、家族構成などが記載された公的書類
- (4) パスポートの写し
- (5) 現住所を証明する書類
- (6) 経歴の概要を記載した書類[NAR様式]
- (7) 外国の権限のある競馬機関の発行する馬主資格証明書
- (8) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は外国の法令上、これらと同様に扱われている者でないことを証明する書類
- (9) 破産者で復権を得ない者又は外国の法令上、これらと同様に扱われている者でないことを証明する書類
- (10) 拘禁刑以上の刑(懲役、禁錮を含む。)に処せられていないことを証明する書類
- (11) 宣誓書[NAR様式]
- (12) 連絡責任者に関する書類 * 8頁参照
- (13) 申請直近年の税務申告書類の写し(添付書類も含む)
- (14) 申請直近年の納税額又は所得額を証明する書類(所得に関する書類を含む)
- (15) 預金残高証明書・有価証券所有証明書など申請者自らが所有する資産の額を証明する書類
- (16) 負債の額を証明する書類
- (17) 財産及び債務の申告書[NAR様式]
- (18) 自己が経営又は勤務する法人の登記簿謄本
- (19) 自己が経営又は勤務する法人の決算書
- (20) 日本国内に銀行口座を所有している旨を証明する書類(審査終了後の提出も可)

※ 提出書類が英語表記でない場合には、英語又は日本語の訳文を添付してください。

※ ご提出の書類に加え、NARから書類を追加請求させていただく場合があります。

※ 馬主登録申請書類は連絡責任者がNAR(審査部登録課)にお持ちください。なお、馬主登録申請書類に関するNARからの質問等はすべて連絡責任者を通して行うこととなります。

※ 馬主登録申請書類は原則として返却いたしません。なお、書類の取扱いには十分に留意し、個人情報については馬主登録に関する目的以外には利用いたしません。

※ 公的機関または金融機関発行の証明書類については申請前3か月以内のものをご提出ください。

※ 馬主登録に際して馬主登録料1万円をお支払いいただきます。

● 連絡責任者に関する事項

日本国内に居住していない馬主（および馬主登録を申請する者）には、NARおよび競馬サークル関係者との連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、日本国内に「連絡責任者」を置くことを規定により義務付けています。連絡責任者は日本語に加え、申請者と綿密なコミュニケーションを取るための言語に堪能であることを要します。

なお、連絡責任者が行う業務および欠格者は以下のとおりです。

【連絡責任者が行う業務】

- ・馬主登録の申請に必要な書類の収集およびNARへの提出に係るすべての事務手続きを行うこと、必要に応じて申請者と連絡を取り、NARからの質問や依頼事項に対応すること。
- ・申請者が馬主となった後には、馬主として必要な書類の収集および主催者またはNARへの提出に関すること。
- ・主催者またはNARと馬主との間の連絡に関すること。
- ・馬主賞品の受け取りに関すること。
- ・上記のほか、馬主に係る事務に関すること（主催者の定めにより、調教師が馬主の代理人として行う競馬の事務を除く）。

【欠格者】

- ・精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者および破産者で復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑（懲役、禁錮を含む。）に処せられた者
- ・競馬法等公営競技関係法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者
- ・競馬関与禁停止者
- ・上記を含め、本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する細則（平成24年度達第16号）第4条に該当する者

【連絡責任者に関する書類】

- (1) 連絡責任者申請書[NAR様式]
- (2) 写真2枚（縦30mm×横24mm 上半身無帽 3か月以内）
- (3) 戸籍謄本（外国人の方は除く）
- (4) 住民票の写し（世帯全員用）
- (5) 経歴の概要を記載した書類[NAR様式]
- (6) 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないことを証明する書類

例) 医師の診断書、登記されていないことの証明書

(7) 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書[外国人の方はNAR様式]

(8) 馬主登録申請者と連絡責任者との間で締結した事務委託確認書又は契約書の写し
(日本語または英語によるものでない場合には日本語訳を添付してください。下
段「馬主登録申請者と連絡責任者との間で締結する事務委託確認書又は契約書
に関する要点」をご参照ください)

(注1) 必要書類は発行日より3か月以内のものを提出してください。

(注2) その他、必要があると認める書類の提出を求める場合があります。

※「連絡責任者」が複数の馬主に関する連絡業務を行うことは、NARが特に認めた場
合を除き、原則的には禁止されています。詳細はお問い合わせください。

※連絡責任者には原則としてNARにお越しいただき、事務局と面談をしていただきま
す。

**【馬主登録申請者と連絡責任者との間で締結する事務委託確認書
又は契約書に関する要点】**

本邦外居住者が地方競馬全国協会の馬主登録を受けるためには、日本国内に居住する
「連絡責任者」との間で、地方競馬全国協会が定める「本邦外居住者である馬主に係る
連絡責任者に関する細則」第2条第5号の規定により、同規則第5条に定める事務を委
託する旨記載し、それぞれに双方で署名した書類を取り交わして地方競馬全国協会に提
出する必要があります。

この文書に記載すべき事項は以下のとおりであり、これらの項目を双方で確認した取
り決めが行われていない場合には、登録要件を満たしていないものと判断されます。

・ 本邦外居住馬主（申請者）が「連絡責任者」に委託する事務の内容

※「本邦外居住者である馬主に係る連絡責任者に関する細則」第5条に定める事務
がすべて記載されていることが必要です。賞金口座の管理など、それ以外の事務
を委託することも可能ですが、出走投票など調教師が代理すべき事項は除いてく
ださい。

・ 禁止事項

・ 取り決めの効力が消滅する事由

・ 事務を委託する期間

・ 本邦外居住馬主（申請者）と「連絡責任者」の双方が当該取り決めの内容を確認し
た旨の署名

なお、委託確認書の例を作成しましたので、この書式を使用していただいても結構です。

「連絡責任者」事務委託確認書（例）

この確認書は、地方競馬全国協会に馬主登録を申請する_____（以下「甲」とする。）が、甲の地方競馬での馬主活動に関する事務を請け負う者（以下「乙」とする。）に地方競馬全国協会業務方法書第十条の四第3項に定める「連絡責任者」の事務を適正かつ合理的に委託するために必要な事項を定めるものとする。

第1条 甲は、乙に対して甲の地方競馬における馬主活動に関する事務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条 甲が、乙に委託する事務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 甲が地方競馬全国協会に提出することが必要な書類を収集すること、及び提出すること。
- (2) 甲が地方競馬主催者に提出することが必要な書類を収集すること、及び提出すること。
- (3) 地方競馬全国協会又は地方競馬主催者と甲との間の連絡に関すること。
- (4) 甲の所有馬を馬登録するにあたり、所有権が甲にあることを保証すること。
- (5) 甲が獲得した競馬賞金の明細書を受け取り保管すること又は甲に発送すること。
- (6) 甲が獲得した馬主賞品を受け取り保管すること又は甲に発送すること。
- (7) 甲の所有馬の預託先調教師等との連絡に関すること。

第3条 乙は、日本の競馬法その他の法令を遵守するとともに、地方競馬全国協会並びに地方競馬主催者の職員の命令及び指示に従わなければならない。

第4条 乙は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 甲の了承を得ないで、甲の地方競馬における馬主活動に係る事務を行うこと。
- (2) 競馬法施行令第十七条の六の規定に基づく競馬の実施に関する規程に基づき、各地方競馬主催者が定める調教師が甲の代理人として行うこととなっている事務を行うこと。
- (3) 地方競馬主催者の了承を得ないで、地方競馬の施設内において甲の馬主活動に係る事務以外の競馬に関する業務を行うこと。
- (4) 地方競馬主催者が発行する通行章等を携行せずに、甲に係る連絡事務を行うために地方競馬主催者の施設内を通行すること。
- (5) その他、競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる行為をすること。

第5条 乙は、この確認書に定める事務の履行に関し知り得た甲の個人情報を他に漏らし、又は本確認書に定められた事務以外の用途に供してはならないものとする。
本確認書の効力が消滅した後も同様とする。

第6条 乙は、乙の責に帰すべき事由により甲の個人情報を漏洩した場合には、速やかに甲に報告するとともに、甲と協議のうえ乙の責任においてその事態収束を行うものとする。

第7条 乙が乙の帰すべき事由により本条項に違反して甲に重大な損害を与えたとき、甲はその損害を乙に請求することができる。

第8条 以下の場合、本確認書は効力を失う。

- (1) 乙が地方競馬全国協会から「連絡責任者」として承認されなかったとき、又は乙が「連絡責任者」となった後に地方競馬全国協会からその承認を取り消されたとき。
- (2) 馬主登録申請後、甲が地方競馬全国協会の馬主登録を受けることができなかったとき、又は甲が馬主登録された後に地方競馬全国協会からその登録を取り消されたとき。
- (3) 乙が死亡又は疾病等により甲の馬主活動に係る事務を遂行することができなくなったとき。
- (4) 乙が乙の責に帰すべき事由により本条項に違反して甲に重大な損失を与えたとき、又は重大な損失を与えるおそれがあると甲が認め、本確認書の解除を申し入れたとき。
- (5) 甲又は乙が本確認書の解除を申し入れ、他方がこれを了承したとき。

第9条 本確認書の有効期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

第10条 この確認書に定めのない事項又はこの条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙間協議のうえ円満に解決する。

上記内容の確認の証として本書2通を作成し、双方署名のうえ甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 _____

乙 _____

● その他注意事項等

NARの馬主登録申請にあたっては、以下の点をよくご理解いただきますようお願いいたします。

- ・海外で一般的となっているリースやシンジケートによる所有は認められませんのでご承知おきください。

- ・所有馬をレースに出走させるためには、事前に主催者の施設に入厩する義務があり、主催者によっては、入厩可能頭数および1厩舎あたりの預託頭数制限を定めていますので、必ずご確認ください。

- ・所有馬がNARの馬登録を受けるためには、外国調教馬を国際交流競走に出走させる場合を除き、NARの免許を有する調教師に預託する必要があります。なお、現在のところ、外国で出走経験のある外国産馬を地方競馬の調教師に預託することはできません。

※ その他、地方競馬全国協会業務方法書および各主催者番組要綱等を熟読いただき、地方競馬のルールを十分にご理解のうえ、申請をお願いいたします。

● 馬主登録に関するQ & A

馬主登録に関すること

- Q 1. 海外居住者が地方競馬全国協会（NAR）において馬主登録されるための条件は？
- Q 2. 問い合わせや申請はどこで行えばよいのか？
- Q 3. どのような資格審査が行われるのか？
- Q 4. 申請書類の省略はできないか？
- Q 5. 交流競走に所有馬を出走させたことがあるが、その馬主登録はどうなるのか？
- Q 6. もし日本に居住することとなった場合、何か手続きが必要となるのか？
- Q 7. 国内に居住していない者に特有の条件はあるのか？
- Q 8. 海外における馬主登録が無効となった場合は？
- Q 9. 競走馬を所有していなくても馬主登録はなくなるのか？
- Q 10. 服色登録の仕組みはどのようなになっているか？

連絡責任者に関すること

- Q 11. 連絡責任者はどのような役割を務めるのか？
- Q 12. 連絡責任者は日本に居住していれば外国籍の者でもよいのか？
- Q 13. 連絡責任者になることができない者は？
- Q 14. 他の馬主の連絡責任者に自分の連絡業務も行わせたいが？
- Q 15. 日本語のコミュニケーションに全く問題ないが、連絡責任者は必要なのか？
- Q 16. 連絡責任者を変更する場合にはどうすればよいのか？
- Q 17. 事故等により連絡責任者が不在となってしまった場合は？
- Q 18. 日本に居住する知人がいないので連絡責任者を斡旋してもらえないか？

Q 1. 海外居住者が地方競馬全国協会（NAR）において馬主登録されるための条件は？

A. 地方競馬全国協会業務方法書第 10 条の 6 および第 10 条の 10 に定める欠格要件に該当しないことに加え、以下の条件を満たす必要があります。

- ◆ 海外の競馬統括機関において個人馬主または法人馬主代表者として登録または免許を受けてから主体的に 1 年以上活動し、競走馬を所有・出走させていること。
- ◆ 日本国内に NAR から承認を受けた「連絡責任者」を置くこと。

Q 2. 問い合わせや申請はどこで行えばよいのか？

A. 下記にお問い合わせください。なお、申請の際には連絡責任者が NAR にお越しください。

NAR 地方競馬全国協会 審査部 登録課 〒106-8639 東京都港区六本木 1-9-10 【TEL】 03-6441-3370 【FAX】 03-3583-8874
--

Q 3. どのような資格審査が行われるのか？

A. 人物面と経済面の審査が主となります。人物面については、競馬の公正確保上問題がないかという点を確認します。経済面については、調教師に対し継続的に競走馬を預託できる所得等があるかを確認します。具体的には、今後も継続的に得られる見込みの年間所得が 500 万円以上必要です。

諮問機関における審査結果を踏まえて NAR が登録の可否を決定します。

Q 4. 申請書類の省略はできないか？

A. NAR では人物面はもちろんのこと、馬主として自己の所有馬を調教師に預託することのできる経済力があるかについても詳細に調査します。所得の継続性については特に厳正な審査を行うため、確定申告に関する書類等の提出が必要となりますのでご理解をお願いいたします。

なお、こうした取り扱いは本邦外居住者からの申請に限るものではなく、日本国内に居住している方からも多岐にわたる書類の提出を求めています。

Q 5. 交流競走に所有馬を出走させたことがあるが、その馬主登録はどうなるのか？

A. 交流競走に関する馬主登録は、当該競走終了後速やかに抹消となります。従いまして、NAR で免許を受けた調教師に恒常的に馬を預託することのできる馬主登録とは性質が異なるため、まったく新しい馬主登録を申請するものとお考えください。

Q 6. もし日本に居住することとなった場合、何か手続きが必要となるのか？

A. 国内居住者となった場合には、改めて所定の書類を提出していただく必要があります。馬主として活動される上での条件も変わりますので、お早めにNARへご連絡ください。

Q 7. 国内に居住していない者に特有の条件はあるのか？

A. 登録にあたり、連絡責任者を設置する義務のあることや海外の競馬統括機関において馬主の登録または免許を受けていることが条件となります。

また、競走馬がレースに出走するためには、事前に主催者の施設に入厩する義務があります。主催者によっては、入厩可能頭数および1厩舎あたりの預託頭数制限を定めていますので、必ずご確認ください。

Q 8. 海外における馬主登録が無効となった場合は？

A. 日本国内に居住していない方については、海外の馬主登録（または免許）を有していることが条件ですので、NARの馬主登録も取り消しとなります。

Q 9. 競走馬を所有していなくても馬主登録はなくなるのか？

A. NARの馬登録馬を所有していない状態が1年間継続した場合は、直ちに登録馬を所有するか、所定の手続きを経て期限内に登録馬を所有しなければ、馬主登録は取り消されます。

Q10. 服色登録の仕組みはどのようなになっているのか？

A. NARでは服色登録は行っていません。地方競馬では、主催者ごとに馬主服ではなく騎手別の服色登録を行っています。なお、一部の主催者の限定された競走のみ、事前登録の上、馬主服の使用を認めています。

Q11. 連絡責任者はどのような役割を務めるのか？

A. 連絡責任者は海外に居住する者の意思を代弁する存在であり、NARへの馬主登録申請に係る一切の事務を行うとともに、馬主となった後にはNARおよび主催者や預託調教師との連絡・調整を迅速かつ円滑に行う役割となる存在です。

当然のことながら、日本国内に居住していることが必要となります。

Q12. 連絡責任者は日本に居住していれば外国籍の者でもよいのか？

A. 日本において住民基本台帳に記録されている方であれば可能です。その場合は日本人の場合と申請に必要な書類が一部異なります。また、読み書きを含めた日本語の能力が求められることに加え、連絡責任者の業務を行うことが出入国管理法等に抵触しない者であることを要します。

Q13. 連絡責任者になることができない者は？

A. 精神の機能の障害により馬を適正に出走させるに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、破産者で復権を得ない者、拘禁刑以上の刑（懲役、禁錮を含む。）に処せられた者、競馬関与禁停止者などはもちろんですが、NARの登録馬主、調教師などの厩舎関係者（中央競馬の厩舎関係者も不可）、日本語および本邦外居住馬主（または申請者）とコミュニケーションをとる言語が堪能でない者等についても連絡責任者になることができません。

Q14. 他の馬主の連絡責任者に自分の連絡業務も行わせたいが？

A. 1人の連絡責任者が複数の馬主に関する連絡業務を行うことは、NARが特に認めた場合を除き、原則的には禁止されています。詳細はお問い合わせください。

Q15. 日本語のコミュニケーションに全く問題ないが、連絡責任者は必要なのか？

A. 各種事務手続きや賞品の受け取りなど、国内居住の方に行っていただきたい業務がありますので、日本語を話せる方や日本国籍を有する方であっても連絡責任者を置いていただきます。

Q16. 連絡責任者を変更する場合にはどうすればよいのか？

A. 連絡責任者に関する必要書類を提出し、NARの承認を受ける必要があります。変更を予定されている場合は、連絡責任者の不在状態が生じないよう、できるだけお早めの申請をお願いいたします。

Q17. 事故等により連絡責任者が不在となってしまった場合は？

A. 長期にわたって不在状態が継続した場合、馬主登録が取り消されることとなりますので、新たな連絡責任者を早めに設置してください。なお、NARが審査を行った結果、連絡責任者として承認しない場合もあります。

Q18. 日本に居住する知人がいないので連絡責任者を斡旋してもらえないか？

A. NARでの対応は致しかねます。